

## 危険鳥獣の管理に関する事項（案）

### 1. 目的

令和 7 年度の鳥獣保護管理法改正により、新たに人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民等の安全の確保の下で銃猟を可能とする緊急銃猟制度が設けられた。（令和 7 年 9 月 1 日施行）

また、人の日常生活圏で実施される緊急銃猟に安易に頼ることは適切ではなく、長期的な視点に立った計画的な管理を平時から講じるべきであることから、国及び都道府県が、危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するために必要な鳥獣保護管理施策の考え方（危険鳥獣の管理に関する考え方）を示す規定が基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に設けられた（令和 9 年 4 月 1 日施行予定）。

危険鳥獣の管理に関する考え方に関する規定については、既存資料において既に明らかにされている事項を念頭に設けられたものであるから、こうした内容を参考に、基本指針に必要な事項を追記し、また、これをもとに都道府県が鳥獣保護管理事業計画に必要事項を記載することを可能とする。

### 2. 制度

- ・国が基本指針において定める事項として、危険鳥獣の管理に関する事項を加えること。  
（第 3 条第 2 項第 5 号関係）
  - ・都道府県が鳥獣保護管理事業計画において定める事項として、危険鳥獣の当該都道府県の区域内における生息の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、当該危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項を加えること。  
（第 4 条第 2 項第 8 号関係）
- ※いずれも令和 9 年 4 月 1 日施行。

### 3. 対応方針（案）

- ・基本指針において、危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するために必要な考え方を示すとともに、都道府県が鳥獣保護管理事業計画において必要があると認めるときに定める事項として、危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項を示す。
- ・基本指針への記載にあたっては、「クマ類による被害防止に向けた対策方針（令和 6 年 2 月。クマ類保護及び管理に関する検討会作成。）」等における内容を基本とする。